

公益財団法人 福岡市水道サービス公社

所管事務調査 附属資料

目 次

- 公益財団法人 福岡市水道サービス公社の実施事業について 1

水 道 局

公益財団法人 福岡市水道サービス公社の実施事業について

公益財団法人福岡市水道サービス公社（以下「公社」という。）が行っている事業については、水道局直営化や民間事業者の活用等を含めた事業のあり方の検討を行うこととしていた。（令和7年12月17日 生活環境委員会報告）

その後、水道局において公社事業のあり方の検討を行っているため、その検討状況を報告するもの。

I 検討に至った経緯

1 公社の役割

公社は、昭和60年の設立以降、弾力的な雇用形態や、退職者の活用など、外郭団体のメリットを最大限に活用しながら、水道事業の効率的な運営に大きく寄与してきた。

2 これまでの業務見直し

外郭団体改革実行計画等を踏まえ、公社が実施していた営業所業務の民間委託や配水施設の維持管理業務の直営化など、継続的に水道局と公社を合わせた全体で業務の効率化と組織体制の最適化を図ってきた。

3 外郭団体のあり方に関する指針の改定

そのような中で、市の定年年齢の段階的な引き上げにより、公社設立の目的の一つであった「経験豊富な60歳超の職員の活用による水道技術の継承」が水道局でも行える状況となるとともに、公社の市退職者ポストの充足が年々難しくなっていることを踏まえ、令和7年11月に改定された「外郭団体のあり方に関する指針」において、公社は「法人のあり方を検討する団体」に位置付けられ、「事業のあり方を検証する中で、団体のあり方について検討していく。」旨の取組方針が示された。

これを受け、福岡市からの受託事業等のあり方について、検討を行っている。

II 公社の事業のあり方

1 事業の必要性

（1）受託事業

公社が福岡市から受託して行っている水道メーター管理業務、給水装置に関する設計審査・竣工検査業務及び漏水発生給水管応急修理業務（以下「給水装置の維持管理業務」という。）については、いずれも計量法や福岡市水道給水条例に基づき実施している水道事業の運営に必要な不可欠な事業である。また、市民生活に密接に関係のある業務であることから、事業の公平性・公共性を確保しながら、効率的な業務執行を図っていく必要がある。

(2) 自主事業

自主事業のうち、簡易専用水道の定期検査については、設置者に法律上の受検義務が課せられるとともに、管理に関する改善等の指示を保健所長が行うこととしており、公衆衛生を担う水道事業にも関連の深い重要な検査であるが、当該検査業務については、平成15年の法改正以降、民間の検査機関の参入が進んでいる状況にある。

節水PR事業、水源地域振興協力及び交流事業、駐車場事業及び広告掲載事業は、節水型都市づくりの推進などの観点から、水道事業にとって重要な事業であり、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

2 現状における課題

(1) 受託事業

給水装置の維持管理業務の実施体制としては、外郭団体のメリットである退職者の活用や業務の特殊性・専門性や効率性の観点から、一括して公社に委託してきたところであるが、市の定年年齢の引き上げにより、団体設立の目的の一つであった「経験豊富な60歳超の職員の活用による水道技術の継承」が水道局でも行える状況となるとともに、団体のOB職員ポストの充足が年々難しくなり、公募による人材確保も困難なことから、令和11年度には大幅な欠員が見込まれ、事業運営に支障が生じる恐れがある。

(2) 自主事業

簡易専用水道等の定期検査業務は、民間の検査機関の参入が進んでいることなどから、年々、公社による市内検査件数が減少している状況にある。また、経験豊富な検査員の高齢化が進んでおり、人材の確保も難しい状況となっている。

節水PR事業、水源地域振興協力及び交流事業、駐車場事業及び広告掲載事業は、水道局でも同様の事業を実施している。

3 方向性

(1) 受託事業

現状の課題を踏まえ、あらためて水道局事業とすることも含め、経験豊富な60歳超の職員の活用による技術の継承と安定的でより効果的、効率的な実施体制について、検討を進めている。

(2) 自主事業

簡易専用水道等の定期検査については、指針における見直しの基本的な考え方である「民にできるものは民に」の視点に立ち、検討を進めている。

水道局と公社全体として最適化を図るため、節水PR事業、水源地域振興協力及び交流事業、駐車場事業及び広告掲載事業は、水道局事業とすることも含め、検討を進めている。

Ⅲ 公社のあり方

1 外郭団体の見直しの基本的考え方

外郭団体が行う事業について、設立目的に照らして存在意義の薄れたもの、事業分野が類似しているもの、民間でも同様のサービスの提供が可能なものなどについては廃止や統合、あるいは市による直営化や民間の活用を行うことを基本として見直しを進めることが求められている。

2 今後の水道事業について

給水人口の増加や都市の発展にあわせて整備してきた水道施設については、順次、更新期を迎えるとともに、大規模地震の発生に加え、大雨の頻度が増加するなど、自然災害が頻発化・激甚化している。さらに、テクノロジーが飛躍的に進歩するなど、社会経済情勢は大きく変化している。

これら、水道事業を取り巻く環境や社会経済情勢等の変化に対応し、事業を安定的に継続するためには、水道事業全体として、より効果的、効率的な事業運営を行えるよう、また、これまでに培ってきた水道に関する豊富な知識、技術、経験等を若い世代へ確実に継承していけるよう、その時々、時代にふさわしい業務執行体制を継続して検討する必要がある。

3 公社のあり方について

今後の社会経済情勢に的確に対応し、計画的に施策を推進していく中で、公社設立当初に期待された退職者の活用による技術継承などのメリットは、以前に比べ小さくなってきている。

このため、現在、検討を行っている事業のあり方（上記 Ⅱ－３）の検討結果と水道事業を取り巻く環境を踏まえ、公社のあり方についても、検討を進めることとする。